

雇用仲介事業等に関する論点

第 1 雇用仲介事業等の在り方の検討に当たっての基本的な考え方について

今回の検討に当たっての基本的な考え方について。

【参考】雇用仲介事業等の在り方に関する検討会報告書（平成 28 年 6 月 3 日）（抜粋）

第 1 基本的な考え方

少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少する中、育児等で離職した者、中高年齢者等も含め、労働者がその希望に応じて働くことができる社会を実現することが重要である。また、IT化・グローバル化等雇用を取り巻く社会や経済が変化するとともに、それにより求職・求人ルートや雇用仲介事業等（※）も多様化している。

このため、外部労働市場において社会的インフラとしてマッチングを担う官民の雇用仲介事業等について、様々な求職・求人のマッチングがより適切かつ円滑に行われるよう、更なる機能強化を図ることが必要である。

この際、雇用仲介事業等は社会的インフラであることから、まずは、求職者保護の観点からの必要な制度の見直しや取組の強化を図ることが必要である。また、求職者及び求人者の利便が阻害されないかという点についても留意することが必要である。

その上で、雇用仲介事業等の質の向上、運営の効率化等に資する見直しを検討することが適当である。

また、求人・求職者情報提供事業を含む雇用仲介事業等全体に係る共通ルールの設定等を行うとともに、ルールの整合性の確保、ルールを法令で定めること等による明確化等の観点から検討することが適当である。

本報告書は、上記のような基本的な考え方に沿って、雇用仲介事業等に係る現行制度や事業等の実態等を踏まえ、多岐にわたる論点について整理を行ったものである。

※雇用仲介事業等…本報告書では、有料及び無料の職業紹介事業、労働者供給事業、求人・求職者情報提供事業、労働者派遣事業、労働者の募集をいう。

第2 職業紹介事業に係る検討項目についての論点

1 職業紹介事業の欠格事由

- 労働者派遣事業を参考として、以下の欠格事由を追加してはどうか。
 - ・ 労働・社会保険関係法令違反で罰金刑を科され、執行終了後、又は執行を受けることがなくなった日から5年間経過しない者
 - ・ 許可取消しの原因の発生時に許可を取消しされた法人である職業紹介事業者の役員であった者で、取消しの日から5年間経過しないもの
 - ・ 許可取消しに係る行政手続法の聴聞の通知があった日から許可取消しの決定までの間に、職業紹介事業の廃止の届出をした者で、届出の日から5年間経過しないもの
 - ・ 上記の期間内に職業紹介事業の廃止の届出をした者が法人である場合に、上記の通知の前60日以内に当該法人の役員であった者で、届出の日から5年間経過しないもの
 - ・ 暴力団員等、暴力団員等がその事業活動を支配する者、暴力団員等を業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

2 職業紹介責任者

求職者保護及び適切な事業運営の確保のため、職業紹介責任者の資質向上、職責について検討すべきではないか。

(1) 職業紹介責任者の職責として、他の従業員に対する労働法令の教育等職業紹介の適正な遂行に必要な教育を加えてはどうか。

(2) 職業紹介責任者講習について、どのように充実すべきか。

【案】

- ・ 新規受講者のみ必修となっている「民営職業紹介事業制度の概要」、「職業安定法及び関係法令」について、受講者全員に必修とする。
- ・ 講習内容に、法改正の動向、他の従業員への教育方法等を追加する。
- ・ 理解度の確認のための試験を実施し、合格を講習修了の要件とする。

(3) 職業紹介責任者に対して定期的に法改正等を周知するため、どのような方策が考えられるか。

【案】

- ・ 人事労務関係情報メールマガジン（厚労省人事労務マガジン）への登録を必須とする。

(4) 職業紹介責任者及び職業紹介責任者講習の基準について、法令等に位置付けることとしてはどうか。

- (5) 見直し後の職業紹介責任者講習の実施状況を踏まえ、職業紹介責任者講習、派遣元責任者講習について、さらに充実すべき点がないか検討することとしてはどうか。

3 求人・求職の受理

より適切にマッチングが行われるよう、求人・求職の受理について検討すべきではないか。

- (1) 公共職業安定所、職業紹介事業者等が申込みを受理しないことができる場合として、以下のものを追加してはどうか。
- ・ 求人者が労働関係法令違反で処分・公表等の措置が講じられた場合
 - ・ 求人者が、暴力団員等、役員に暴力団員等がいる法人、暴力団員等がその事業活動を支配する者等に該当する場合
 - ・ 求人者が、下記(2)の求めに応じない場合
- (2) 公共職業安定所、職業紹介事業者等は、求人の申込みが上記(1)に該当するかどうか、求人者に報告又は資料の提出を求めることができることとするとともに、求人者は、その求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないこととしてはどうか。
- (3) その範囲に限り求人及び求職の申込みの受理義務が課されることになる、職業紹介事業者等による「取扱職種範囲等」の届出について、追加する例示事項として、どのようなものが考えられるか。

【案】

- ・ 賃金（年収〇〇〇万円以上等）

4 職業紹介事業者に関する情報提供

求職者及び求人者の職業紹介事業者等の選択に資するよう、職業紹介事業者の業務に関する情報提供について検討すべきではないか。

- (1) 職業紹介事業者間の業務提携による職業紹介の場合（下記5）も含め、求職者及び求人者等がより適切な職業紹介事業者を選択できるよう、職業紹介事業者の業務に関する実績等（職業紹介により就職した労働者数、手数料の額、就職した無期雇用労働者のうち一定期間以内に退職したものの数等）について、職業紹介事業者は情報提供しなければならないこととしてはどうか。

- (2) 公共職業安定所は、求職者又は求人者が必要とする場合、その業務に関する情報の提供を希望する職業紹介事業者等（行政処分を受けた者等を除く。）に係る当該情報を、求職者及び求人者に対し提供することとしてはどうか。

5 職業紹介事業者間の業務提携等

より迅速かつ的確なマッチングの実現を図るため、現行どおり提携先の職業紹介事業者に関する事項を明示し、求職者又は求人者が同意することを前提に、職業紹介事業者と複数の職業紹介事業者との間の業務提携について明確化すべきではないか。また、その際、以下の点についてどのように考えるか。

- (1) あっせんに係る法令上の義務は、あっせんを行った職業紹介事業者のうちいずれか一者が負うこととし、その上で労働条件等明示については求職者に対応した職業紹介事業者が負うこととしてはどうか。

【案】

- ・ 労働条件等明示義務については、原則として、求職の申込みを直接受理した職業紹介事業者が負う。
- ・ 求人求職管理簿への記載（採用・不採用の別）、事業報告の義務（就職件数、手数料収入）については、提携した職業紹介事業者間で取り決めた一者が負う。

- (2) 他の職業紹介事業者への求職者情報又は求人情報の提供に当たって、

ア 複数の職業紹介事業者への情報提供について同時に求職者又は求人者の同意をを求めることを可能とするとともに、職業紹介事業者ごとに同意、不同意を示せることとしてはどうか。

イ 情報提供しようとする際の明示事項について、提供先の職業紹介事業者に関するより具体的な情報としてどのようなものが考えられるか。

【案】

①明示が必要な事項

- ・ 職業紹介により就職した労働者数
- ・ 就職した無期雇用労働者のうち一定期間以内に退職したものの数 等

②必要に応じて任意に明示する事項

- ・ 職業紹介事業の実施地域
- ・ 就職件数の多い職種、年齢、年収、雇用形態 等

(参考) 業務提携に当たっての現行の手続き

他の職業紹介事業者への求職者情報・求人情報の提供に当たっては、職業紹介事業者の名称、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項等職業紹介事業者に関する情報を明示。求職者又は求人者が同意する場合に限って、業務提携を行う。

ウ 当面、求職者に対して、情報提供先として一度に提示しうる職業紹介事業者の数に上限（例えば10者）を設定して、施行状況を注視してはどうか。

エ 個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、改ざん防止の措置等）に、一層、的確に対応する必要があるのではないか。

(3) 職業紹介事業者と職業紹介事業者以外の者との間で職業紹介に当たらない範囲で提携可能な業務として、職業紹介事業者以外の者から職業紹介事業者への、求人申込みの意向がある求人者がある旨の情報提供は差し支えないこととしてはどうか。

6 就職した労働者の早期離職や当該労働者を紹介した職業紹介事業者による再度の職業紹介等への対応

○ 以下について、職業安定法に基づく指針に追加してはどうか。

- ・ 職業紹介事業者は、自らの紹介で就職した無期雇用の労働者については、一定期間（例えば2年間）、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- ・ 職業紹介事業者は、自らの紹介で就職した労働者が早期に退職した場合等に求人者に手数料の一部を返戻する制度、在職期間に応じて一定期間経過後分割して手数料を支払う制度（返戻金制度等）を設けることが望ましいこと。
- ・ 職業紹介事業者が求人者に明示する手数料に関する事項に返戻金制度等が含まれることを明確化するとともに、求職者に対しても、求人者から徴収する手数料に関する事項を明示すること。
- ・ 職業紹介後、苦情に的確に対応すること。

7 求人者への指導の強化

○ 求人者を、職業安定法に基づく指針、指導及び助言等の対象とすることとしてはどうか。

8 その他

検討会報告書で指摘された上記以外の事項等について、検討会報告書の内容等を踏まえ、適切に対応することとしてはどうか。

- 事業所に関する面積要件の廃止及びそれに代わる求職者のプライバシー確保の措置の実施。
- 職業紹介責任者が当該事業所外にいる場合又は当該事業所外に速やかに到着できる場合であり、かつ、プライバシーや個人情報の保護の措置が実施される場合は、事業所外での事業実施を可能とすること。
- 職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する場合について、現行の職業紹介に関する情報（求職者に係る個人情報、求人者に係る情報）の労働者派遣での使用禁止又は労働者派遣に関する情報（派遣労働者に係る個人情報、派遣先に係る情報）の職業紹介での使用禁止は維持しつつ、別個の管理までは要しないこととすること。
- 職業紹介の手続きの簡素化のため、特別の法人の行う無料職業紹介事業の届出について、役員の住民票の写し及び履歴書の添付を廃止。

なお、国外にわたる職業紹介の手続き、労働条件等明示の方法、求人求職管理簿の記載事項については、現行制度を維持する。